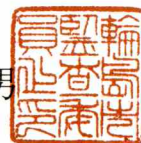


輪島市監査公表第42号

平成30年11月7日付発監査第205号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成31年2月20日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





収環第 201 号

平成 31 年 2 月 19 日

輪島市監査委員 高野 哲男 様

輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 環境対策課

監査執行年月日 平成 30 年 10 月 24 日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>・霊柩車使用料滞納について 霊柩車使用料滞納額については他市町村の事例も参考にし、削減に努めていただきたい。</p>	<p>使用料の滞納については、引き続き、原則全額徴収に向けて、督促や分納等により時効管理をしながら削減に努めたい。</p> <p>また、債権管理条例に基づき、各課と連携し滞納者の調査を行い、徴収不可能なものについては債権の放棄を行いたい。</p>	<p>措置方針等</p>